

埼玉県グリーン調達推進方針

【平成28年度版】

埼玉県グリーン調達推進方針

目次

1	策定趣旨	1
2	定義	1
3	対象範囲	2
4	環境物品等の調達に際しての基本的な考え方	2
5	環境物品等の調達に関する基本的事項	3
6	特定調達品目	4
7	その他	4
8	推進の方法	4
9	施行期日	4
参考 環境物品等の調達に当たり参考となる主なラベル		5
別表 平成28年度特定調達品目及び判断の基準等		
A	紙類(7品目)	8
B	文具類(82品目)	8
C	オフィス家具等(10品目)	10
D	画像機器等(10品目)	10
E	電子計算機等(4品目)	10
F	オフィス機器等(5品目)	11
G	携帯電話等(3品目)	11
H	家電製品(6品目)	11
I	エアコンディショナー等(3品目)	11
J	温水器等(4品目)	12
K	照明(5品目)	12
L	自動車等(5品目)	12
M	消火器(1品目)	12
N	制服・作業着(3品目)	13
O	インテリア・寝装寝具(11品目)	13
P	作業手袋(1品目)	13
Q	その他の繊維製品(7品目)	13
R	設備(6品目)	14
S	災害備蓄用品(15品目)	14
T	公共工事(77品目)	15
U	役務(18品目)	20

埼玉県グリーン調達推進方針

平成14年3月18日策定
平成15年3月19日一部改定
平成16年3月29日一部改定
平成17年3月28日一部改定
平成18年3月 3日一部改定
平成19年3月29日一部改定
平成20年3月28日一部改定
平成21年3月27日一部改定
平成21年8月17日一部改定
平成22年3月19日一部改定
平成23年3月10日一部改定
平成24年3月26日一部改定
平成25年3月28日一部改定
平成26年3月20日一部改定
平成27年3月17日一部改定
平成28年3月22日一部改定

1 策定趣旨

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因の多くが大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に深く根ざしており、この解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠となっている。

本県では、平成9年9月に「埼玉県環境配慮方針」を定め、物品等調達の際に配慮すべき事項や再生紙の利用に関するガイドラインを示すとともに、公用車の調達に当たっては、九都県市指定低公害車を優先的に選択することを定めるなど、率先して環境負荷の低減に資する物品やサービスの調達に努めてきた。

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)が全面施行されたことを受けて、「埼玉県環境配慮方針」の取組をさらに推進し、全庁が一体となった環境物品等の調達を目指すため、「埼玉県グリーン調達推進方針」を策定する。

この方針は、埼玉県環境基本計画の詳細計画として位置づけるものである。

2 定義

(1) グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、購入の必要性を十分に考慮し、価格や品質だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入することをいう。

(2) 環境物品等

次のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

ア 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

イ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

ウ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

(3) 特定調達品目

県が特に調達を推進する環境物品等の種類をいう。グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する「特定調達品目」に相当する。

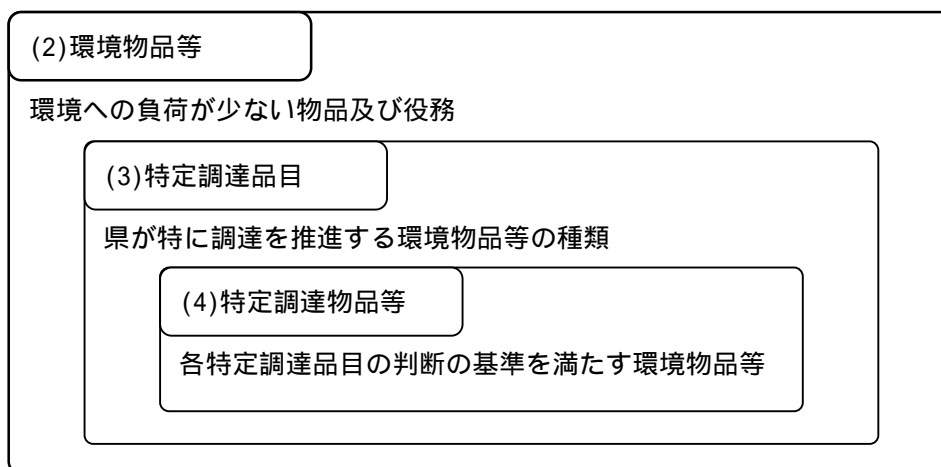
別表の「品目名」(例：B001 シャープペンシル)を指す。

(4) 特定調達物品等

特定調達品目のうち、「判断の基準」を満たす環境物品等をいう。グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する「特定調達物品等」に相当する。

具体的商品名（社の シャープペンシル）を指す。

(2)(3)(4)の関係図



3 対象範囲

(1) 対象となる機関

知事部局、企業局、病院局、下水道局、行政委員会等事務局、教育委員会、警察本部

(2) 対象となる物品・サービスの範囲

(1)の機関の行う物品及びサービスの調達（借上及び委託を含む。）

4 環境物品等の調達に際しての基本的な考え方

環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築のため、次の点に留意し、県が率先してグリーン購入に取り組むとともに、県民、事業者及び他自治体にも環境物品等の調達を積極的に

呼びかけることにより、相互に協力してグリーン購入の推進を図る。

- (1) できるだけ広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮する。
- (2) 調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用に努めるとともに、環境物品等の調達を理由に調達総量が増加しないように配慮する。
- (3) 資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について、環境負荷の低減に配慮した環境物品等を調達するよう努める。
- (4) 調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、コスト並びに予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努める。
- (5) 公共工事の資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて特に留意する。
- (6) WTO政府調達協定（特に同協定第6条技術仕様の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

5 環境物品等の調達に関する基本的事項

環境物品等の調達に当たっては次の事項を考慮すること。なお、品質、機能等、調達する物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要がある。

- (1) 環境汚染物質等の排出が抑制されていること。
- (2) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や部品・素材の再利用のための設計上の工夫がなされていること。
- (3) 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- (4) 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- (5) 紙製品においては、再生紙が使用されていること。また、バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。
- (6) プラスチック製品においては、再生プラスチックが使用されていること。
- (7) 木質製品及び資材においては、間伐材等の再生資源が使われていること。なお、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。
- (8) ポリエステル繊維を使用している製品においては、再生PET樹脂を使用していること。
- (9) 画像機器等、電子計算機等、オフィス機器等、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明においては、エネルギー消費が少ないこと。
- (10) 自動車においては、「埼玉県公用車グリーン導入指針」に基づき選択すること。
- (11) 公共工事において使用する資材等は、その用途に要求される品質等を考慮した上で一定の環境負荷低減効果が認められるものとする。また、契約図書において、そのような資材等を使用する旨を明記すること。

(12) 事業者の選定にあつては、ISO14001、エコアクション21、エコステージ及び埼玉県エコアップ認証等を取得しているなど環境負荷の低減への取組を考慮すること。

6 特定調達品目

特定調達品目の調達に当たっては、別表及び国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)に準ずるものとする。

ただし、別表及び基本方針に定める「判断の基準」等は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要がある。

7 その他

(1) 県産木材の使用について

紙製品及び木製品については、県産木材を使用した製品の調達を検討すること。

(2) 「彩の国リサイクル製品」について

特定調達物品等に「彩の国リサイクル製品」がある場合は、数量、価格等を考慮して、優先的な調達に努めること。

(3) 環境ラベルの活用について

環境物品等の調達に当たっては、第三者機関や業界団体等が運用している「エコマーク」、「国際エネルギースターロゴ」、「省エネラベル」、「植物油インキマーク」等の各種ラベルを活用し、効率的な調達に努めること。

8 推進の方法

(1) 推進の体制

埼玉県環境管理規定に基づいて指名された「環境に良いこと推進員」が、各所属における本方針の取組を推進する。

(2) 調達目標

特定調達品目の調達に当たっては、原則としてすべて判断の基準を満たす特定調達物品等を調達することとする。

ただし、判断の基準を満たす物品等が存在しない場合及び判断の基準を満たす物品等であっても、品質、性能等の問題で事業上支障が生じる場合は、この限りではない。

(3) 調達状況の公表

県は、本方針に基づく物品等の調達状況等を定期的に把握し、県民に公表する。

9 施行期日

本方針は、平成28年4月1日以降に行う調達手続から適用する。

参考 環境物品等の調達に当たり参考となる主なラベル

名称	ラベルの図柄	運営主体	該当する主な 特定調達品目の分類
エコマーク		公益財団法人日本環境協会	A 紙類 B 文具類 C オフィス家具等 D 画像機器等 E 電子計算機等 F オフィス機器等 H 家電製品 K 照明 M 消火器 N 制服・作業着・帽子 O インテリア・寝装寝具 P 作業手袋 Q その他の繊維製品 R 設備
JOIFAグリーンマーク		一般社団法人日本オフィス家具協会	C オフィス家具等
国際エネルギースターロゴ		経済産業省(省エネルギーセンター)	D 画像機器等 E 電子計算機等
省エネラベル		経済産業省(省エネルギーセンター)	E 電子計算機等 I エアコンディショナー等 J 温水器等 K 照明
統一省エネラベル		経済産業省(省エネルギーセンター)	H 家電製品 I エアコンディショナー等 K 照明
モバイル・リサイクル・ネットワーク		社団法人電気通信事業者協会	G 移動電話等
低燃費タイヤ統一マーク		一般社団法人日本自動車タイヤ協会	L 自動車等
エコ・ユニフォームマーク		日本被服工業組合連合会	N 制服・作業着・帽子

PETボトルリサイクル推奨マーク		PETボトルリサイクル推進協議会	N 制服・作業着・帽子 O インテリア・寝装寝具 Q その他の繊維製品
フレイムマーク		全日本ベッド工業会	O インテリア・寝装寝具
衛生マットレス		全日本ベッド工業会	O インテリア・寝装寝具
エコラベル		日本ウインドウ・フィルム工業会	R 設備
植物油インキマーク		印刷インキ工業連合会	U 役務(印刷)
バタフライマーク		一般社団法人日本WPA	U 役務(印刷)
GPマーク		一般社団法人日本印刷産業連合会	U 役務(印刷)
クリオネマーク		環境保護印刷推進協議会	U 役務(印刷)
グリーン経営認証		公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団	U 役務(輸配送、引越輸送、旅客輸送)
彩の国リサイクル製品認定マーク		埼玉県環境部資源循環推進課	T 公共工事(資材)
さいたま県産木材		一般社団法人埼玉県木材協会	

各ラベルの基準とグリーン購入法に定める特定調達品目の判断の基準は必ずしもすべてが一致していないため、特定調達物品等以外の物品等にもラベルが表示されていることがある。また、ラベルの多くは事業者からの申請により付与されるため、特定調達物品等であってもラベルが表示されていないこともある。

別表 平成28年度特定調達品目及び判断の基準等

各品目の判断の基準等については、「特記事項」欄に記載のない限り、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成28年2月2日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）の「判断の基準」、「配慮事項」、「備考」等を準用する。

なお、埼玉県グリーン調達推進方針は、基本方針を参考に毎年改定を行っているが、県の実情に合わせて特定調達品目を設定しているため、以下の品目について基本方針と相違がある。

基本方針の特定調達品目であるが、埼玉県グリーン調達推進方針の特定調達品目ではない品目

品目名	起案用紙
-----	------

県独自の特定調達品目（9品目）

No.	品目名	該当ページ
T002	建設発生土を改良した改良土	17
T011	一般廃棄物溶融スラグ骨材	17
T015	一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物	17
T018	一般廃棄物溶融スラグ混入路盤材	17
T024	一般廃棄物溶融スラグ骨材混入コンクリート	17
T025	コンクリート塊再生骨材混入コンクリート	18
T031	建築物用環境配慮型塗料	18
T037	食品残さを用いたたい肥	18
T065	下水汚泥焼却灰を使用した再生れんが	19
T068	低振動型建設機械	19

県独自の判断の基準を定めている特定調達品目（4品目）

No.	品目名	該当ページ
L001	自動車	12
R001	太陽光発電システム	14
T063	合板型枠	19
U002	印刷	20

環境物品等の調達に当たって参考となる資料・サイト等

グリーン購入法.net（環境省）

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

『環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成28年2月2日変更閣議決定）』

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/h28bp.pdf>

『グリーン購入の調達者の手引き（環境省平成28年2月）』

http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/tebiki/h28_tyoutatusya.pdf

エコ商品ネット（グリーン購入ネットワーク）

<http://www.gpn.jp/econet/>

エコマーク（公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局）

<http://www.ecomark.jp/>

会計管理課で一括契約する事務用消耗品等（以下「一括契約品目」という。）のうち、本方針の特定調達品目に該当する一括契約品目については、本方針の判断の基準を満たしている。参考に、一括契約品目がある場合は、各品目の特記事項にその旨記載する。

A 紙類（7品目）

No.	品目名		特記事項
A001	情報用紙	コピー用紙	<ul style="list-style-type: none"> ● 一括契約対象 ● 総合評価値80以上 ● 古紙パルプ配合率70%以上
A002		フォーム用紙	
A003		インクジェットカラープリンター用塗工紙	
A004	印刷用紙	塗工されていない印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合評価値80以上 ● 古紙パルプ配合率60%以上
A005		塗工されている印刷用紙	
A006	衛生用紙	トイレトペーパー	● 古紙パルプ配合率100%
A007		ティッシュペーパー	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）

B 文具類（82品目）

【容】は容器等に適用

No.	品目名		特記事項
文具類共通			
B001	シャープペンシル		● 一括契約対象
B002	【容】シャープペンシル替芯		● 一括契約対象
B003	ボールペン		● 一括契約対象
B004	マーキングペン		● 一括契約対象
B005	鉛筆		● 一括契約対象
B006	スタンプ台		
B007	朱肉		
B008	印章セット		
B009	印箱		
B010	公印		
B011	ゴム印		
B012	回転ゴム印		
B013	定規		
B014	トレー		
B015	消しゴム		● 一括契約対象
B016	ステープラー（汎用型）		
B017	ステープラー（汎用型以外）		
B018	ステープラー針リムーバー		
B019	連射式クリップ（本体）		
B020	事務用修正具（テープ）		● 一括契約対象
B021	【容】事務用修正具（液状）		● 一括契約対象
B022	クラフトテープ		● 一括契約対象
B023	粘着テープ（布粘着）		● 一括契約対象
B024	両面粘着紙テープ		● 一括契約対象
B025	製本テープ		● 一括契約対象
B026	ブックスタンド		
B027	ペンスタンド		

B028	クリップケース	
B029	はさみ	
B030	マグネット（玉）	
B031	マグネット（バー）	
B032	テープカッター	
B033	パンチ（手動）	
B034	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
B035	【容】紙めくりクリーム	
B036	鉛筆削（手動）	
B037	【容】OAクリーナー（ウエットタイプ）	
B038	【容】OAクリーナー（液タイプ）	
B039	ダストブロワー	
B040	レターケース	
B041	メディアケース	
B042	マウスパッド	
B043	OAフィルター（枠あり）	
B044	丸刃式紙裁断機	
B045	カッターナイフ	
B046	カッティングマット	
B047	デスクマット	
B048	OHPフィルム	
B049	絵筆	
B050	【容】絵の具	
B051	【容】墨汁	
B052	【容】のり（液状）（補充用を含む。）	● 一括契約対象
B053	【容】のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	
B054	【容】のり（固形）	● 一括契約対象
B055	【容】のり（テープ）	● 一括契約対象
B056	ファイル	● 一括契約対象
B057	バインダー	
B058	ファイリング用品	
B059	アルバム	
B060	つづりひも	● 一括契約対象
B061	カードケース	
B062	事務用封筒（紙製）	● 一括契約対象
B063	窓付き封筒（紙製）	
B064	けい紙	
B065	ノート	● 一括契約対象
B066	パンチラベル	● 一括契約対象
B067	タックラベル	
B068	インデックス	● 一括契約対象
B069	付箋紙	● 一括契約対象
B070	付箋フィルム	
B071	黒板拭き	
B072	ホワイトボード用イレーザー	
B073	額縁	
B074	ごみ箱	
B075	リサイクルボックス	
B076	缶・ボトルつぶし機（手動）	

B077	名札（机上用）	
B078	名札（衣服取付型・首下げ型）	
B079	鍵かけ（フックを含む。）	
B080	チョーク	
B081	グラウンド用白線	
B082	梱包用バンド	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）

C オフィス家具等（10品目）

No.	品目名	特記事項
C001	いす	
C002	机	
C003	棚	
C004	収納用什器（棚以外）	
C005	ローパーティション	
C006	コートハンガー	
C007	傘立て	
C008	掲示板	
C009	黒板	
C010	ホワイトボード	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・JOIFAグリーンマーク（一般社団法人日本オフィス家具協会）

D 画像機器等（10品目）

No.	品目名	特記事項
D001	コピー機	
D002	複合機	
D003	拡張性のあるデジタルコピー機	
D004	プリンタ	
D005	プリンタ複合機	
D006	ファクシミリ	
D007	スキャナ	
D008	プロジェクタ	
D009	トナーカートリッジ	
D010	インクカートリッジ	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・国際エネルギースタープログラム（経済産業省（省エネルギーセンター））

E 電子計算機等（4品目）

【容】は容器等に適用

No.	品目名	特記事項
E001	電子計算機	
E002	磁気ディスク装置	

E003	ディスプレイ	
E004	【容】記録用メディア	● 一括契約対象

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・国際エネルギースタープログラム（経済産業省（省エネルギーセンター））
- ・省エネラベリング制度（経済産業省（省エネルギーセンター））

F オフィス機器等（5品目）

No.	品目名	特記事項
F001	シュレッダー	
F002	デジタル印刷機	
F003	掛時計	
F004	電子卓上計算機	
F005	一次電池又は小型充電式電池	● 一括契約対象

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）

G 携帯電話等（3品目）

No.	品目名	特記事項
G001	携帯電話	
G002	P H S	
G003	スマートフォン	

【参考となる環境ラベル】

- ・モバイル・リサイクル・ネットワーク（社団法人電気通信事業者協会）

H 家電製品（6品目）

No.	品目名	特記事項
H001	電気冷蔵庫	● 業務の用に供するために製造されたものは対象外
H002	電気冷凍庫	● 業務の用に供するために製造されたものは対象外
H003	電気冷凍冷蔵庫	● 業務の用に供するために製造されたものは対象外
H004	テレビジョン受信機	
H005	電気便座	
H006	電子レンジ	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・統一省エネラベル（経済産業省（省エネルギーセンター））
- ・省エネラベリング制度（経済産業省（省エネルギーセンター））

I エアコンディショナー等（3品目）

No.	品目名	特記事項
I001	エアコンディショナー	
I002	ガスヒートポンプ式冷暖房機	
I003	ストーブ	

【参考となる環境ラベル】

- ・統一省エネラベル（経済産業省（省エネルギーセンター））
- ・省エネラベリング制度（経済産業省（省エネルギーセンター））

J 温水器等（4品目）

No.	品目名	特記事項
J001	ヒートポンプ式電気給湯器	
J002	ガス温水機器	
J003	石油温水機器	
J004	ガス調理機器	

【参考となる環境ラベル】

- ・省エネラベリング制度（経済産業省（省エネルギーセンター））

K 照明（5品目）

No.	品目名	特記事項
K001	蛍光灯照明器具	
K002	L E D照明器具	
K003	L E Dを光源とした内照式表示灯	
K004	蛍光ランプ（大きさの区分40形直管蛍光ランプ）	
K005	電球形状のランプ	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・統一省エネラベル（経済産業省（省エネルギーセンター））
- ・省エネラベリング制度（経済産業省（省エネルギーセンター））

L 自動車等（5品目）

No.	品目名	特記事項
L001	自動車	【判断の基準】 「埼玉県公用車グリーン導入指針」（環境部温暖化対策課）による。
L002	E T C対応車載器	
L003	カーナビゲーションシステム	
L004	乗用車用タイヤ	● 小型トラック用タイヤも対象
L005	2サイクルエンジンオイル	

埼玉県公用車グリーン導入指針及び同実施要領（平成25年4月施行）

<http://bunya/docs/2014071000041/>

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・低燃費タイヤ統一マーク（一般社団法人日本自動車タイヤ協会）

M 消火器（1品目）

No.	品目名	特記事項
M001	消火器	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）

N 制服・作業着（3品目）

No.	品目名	特記事項
N001	制服	
N002	作業服	
N003	帽子	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・エコ・ユニフォームマーク（日本被服工業組合連合会）
- ・PETボトルリサイクル推奨マーク（PETボトルリサイクル推進協議会）

O インテリア・寝装寝具（11品目）

No.	品目名	特記事項
0001	カーテン	
0002	布製ブラインド	
0003	金属製ブラインド	
0004	タフテッドカーペット	
0005	タイルカーペット	
0006	織じゅうたん	
0007	ニードルパンチカーペット	
0008	毛布	
0009	ふとん	
0010	ベッドフレーム	
0011	マットレス	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・PETボトルリサイクル推奨マーク（PETボトルリサイクル推進協議会）
- ・フレームマーク（全日本ベッド工業会）
- ・衛生マットレス（全日本ベッド工業会）

P 作業手袋（1品目）

No.	品目名	特記事項
P001	作業手袋	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）

Q その他の繊維製品（7品目）

No.	品目名	特記事項
Q001	集会用テント	
Q002	ブルーシート	
Q003	防球ネット	
Q004	旗	
Q005	のぼり	
Q006	幕	
Q007	モップ	

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・PETボトルリサイクル推奨マーク（PETボトルリサイクル推進協議会）

R 設備（6品目）

No.	品目名	特記事項
R001	太陽光発電システム	【判断の基準】 「太陽光発電設備の設置ガイドライン」（総務部管財課、環境部温暖化対策課）による。 このほか、基本方針の「判断の基準」、「配慮事項」及び「備考」に準ずる。
R002	太陽熱利用システム	
R003	燃料電池	
R004	生ゴミ処理機	
R005	節水機器	
R006	日射調整フィルム	

太陽光発電設備の設置ガイドライン（平成24年8月改正）

<http://bunya/docs/2014071500060/>

【参考となる環境ラベル】

- ・エコマーク（公益財団法人日本環境協会）
- ・エコラベル（日本ウインドウ・フィルム工業会）

S 災害備蓄用品（15品目）

災害備蓄用品として調達するものが対象

No.	品目名	特記事項
S001	ペットボトル飲料水	
S002	缶詰	
S003	アルファ化米	
S004	保存パン	
S005	乾パン	
S006	レトルト食品等	
S007	栄養調整食品	
S008	フリーズドライ食品	
S009	毛布	再掲（O インテリア・寝装寝具）
S010	作業手袋	再掲（P 作業手袋）
S011	テント	再掲（Q その他の繊維製品）
S012	ブルーシート	再掲（Q その他の繊維製品）
S013	一次電池	再掲（F オフィス機器等）
S014	非常用携帯燃料	
S015	携帯発電機	

T 公共工事（77品目）

「県」は県が独自に定めた品目名

分類	品目分類	品目名
資材 (表1)	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土
		県建設発生土を改良した改良土
		土工用水砕スラグ
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ
	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材
		フェロニッケルスラグ骨材
		銅スラグ骨材
		電気炉酸化スラグ骨材
		県一般廃棄物溶融スラグ骨材
	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
		中温化アスファルト混合物
		県一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物
	路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材
		再生骨材等
		県一般廃棄物溶融スラグ混入路盤材
	小径丸太材	間伐材
	混合セメント	高炉セメント
		フライアッシュセメント
	セメント	エコセメント
	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
		県一般廃棄物溶融スラグ骨材混入コンクリート
		県コンクリート塊再生骨材混入コンクリート
	鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック
	吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	塗料	下塗用塗料（重防食）
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
		高日射反射率塗料
		県建築物用環境配慮型塗料
	防水	高日射反射率防水
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
園芸資材	バークたい肥	
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
	県食品残さを用いたたい肥	
道路照明	LED道路照明	

	中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
	タイル	陶磁器質タイル
	建具	断熱サッシ・ドア
	製材等	製材
		集成材
		合板
		単板積層材
		フローリング
	再生木質ボード	パーティクルボード
		繊維板
		木質系セメント板
	ビニル系床材	ビニル系床材
	断熱材	断熱材
	照明機器	照明制御システム
	変圧器	変圧器
	空調用機器	吸収冷温水機
		氷蓄熱式空調機器
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
		送風機
		ポンプ
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
	衛生器具	自動水栓
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器
		洋風便器
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠
		合板型枠
	-	県下水汚泥焼却灰を使用した再生れんが
建設機械 (表2)	-	排出ガス対策型建設機械
		低騒音型建設機械
		県低振動型建設機械
工法 (表3)	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
	舗装(表層)	路上表層再生工法
	舗装(路盤)	路上再生路盤工法
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法
目的物 (表4)	舗装	排水性舗装
		透水性舗装
	屋上緑化	屋上緑化

表1【資材（材料及び機材を含む）】

品目分類	No.	品目名	特記事項
盛土材等	T001	建設汚泥から再生した処理土	
	T002	県建設発生土を改良した改良土	【判断の基準】 建設発生土を改良した改良土であること。
	T003	土工用水砕スラグ	
	T004	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
	T005	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
地盤改良材	T006	地盤改良用製鋼スラグ	
コンクリート用スラグ骨材	T007	高炉スラグ骨材	
	T008	フェロニッケルスラグ骨材	
	T009	銅スラグ骨材	
	T010	電気炉酸化スラグ骨材	
	T011	県一般廃棄物溶融スラグ骨材	● 彩の国リサイクル製品認定あり 【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる一般廃棄物溶融スラグ骨材が使用された骨材であること。 使用する一般廃棄物溶融スラグは、J I S A 5 0 3 1 の基準を満たすこと。
アスファルト混合物	T012	再生加熱アスファルト混合物	
	T013	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
	T014	中温化アスファルト混合物	
	T015	県一般廃棄物溶融スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、一般廃棄物溶融スラグを使用していること。 使用する一般廃棄物溶融スラグは J I S A 5 0 3 2 の基準を満たすこと。
路盤材	T016	鉄鋼スラグ混入路盤材	
	T017	再生骨材等	
	T018	県一般廃棄物溶融スラグ混入路盤材	【判断の基準】 路盤材の骨材として、一般廃棄物溶融スラグを使用していること。 使用する一般廃棄物溶融スラグは、J I S A 5 0 3 2 の基準を満たすこと。
小径丸太材	T019	間伐材	
混合セメント	T020	高炉セメント	
	T021	フライアッシュセメント	

セメント	T022	エコセメント	
コンクリート及び コンクリート製品	T023	透水性コンクリート	
	T024	県一般廃棄物溶融スラグ骨材混入コンクリート	【判断の基準】 一般廃棄物溶融スラグ骨材が含まれていること。 使用する一般廃棄物溶融スラグは、J I S A 5 0 3 1 の基準を満たすものであること。
	T025	県コンクリート塊再生骨材混入コンクリート	【判断の基準】 コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 J I S A 5 0 2 3 の基準を満たすものであること。
鉄鋼スラグ水和固化体	T026	鉄鋼スラグブロック	
吹付けコンクリート	T027	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
塗料	T028	下塗用塗料（重防食）	
	T029	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
	T030	高日射反射率塗料	
	T031	県建築物用環境配慮型塗料	【判断の基準】 建築物内装用塗料にあっては、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生がきわめて少ない規格品（F を基本とし、該当する塗料がない場合は、F 又は同等品）であること。 【配慮事項】 建築物外装用（金属部を除く。）塗料にあっては、従来型塗料よりも揮発性有機化合物の含有量の少ない塗料であること。
防水	T032	高日射反射率防水	
舗装材	T033	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
	T034	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	● 彩の国リサイクル製品認定あり
園芸資材	T035	バークたい肥	
	T036	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
	T037	県食品残さを用いたたい肥	● 彩の国リサイクル製品認定あり 【判断の基準】 彩の国リサイクル製品の認定を受けていること。
道路照明	T038	L E D 道路照明	
中央分離帯ブロック	T039	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
タイル	T040	陶磁器質タイル	
建具	T041	断熱サッシ・ドア	

製材等	T042	製材	
	T043	集成材	
	T044	合板	
	T045	単板積層材	
フローリング	T046	フローリング	
再生木質ボード	T047	パーティクルボード	
	T048	繊維板	
	T049	木質系セメント板	
ビニル系床材	T050	ビニル系床材	
断熱材	T051	断熱材	
照明機器	T052	照明制御システム	
変圧器	T053	変圧器	
空調用機器	T054	吸収冷温水機	
	T055	氷蓄熱式空調機器	
	T056	ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機	
	T057	送風機	
	T058	ポンプ	
配管材	T059	排水・通気用再生硬質ポリ塩化 ビニル管	● 彩の国リサイクル製品認定あり
衛生器具	T060	自動水栓	
	T061	自動洗浄装置及びその組み込 み小便器	
	T062	洋風便器	
コンクリート用型 枠	T063	再生材料を使用した型枠	
	T064	合板型枠	【判断の基準】 針葉樹林を使用している合板（芯材 等に針葉樹林を使用している合板）で あること。強度等はJAS規格による。 このほか、基本方針の「判断の基 準」、「配慮事項」及び「備考」に準ず る。
-	T065	県下水汚泥焼却灰を使用した 再生れんが	【判断の基準】 下水汚泥焼却灰を含有したリサイ クル商品であること。 JIS規格を満たすこと。

彩の国リサイクル製品（埼玉県環境部資源循環推進課）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/recycle-ninteiseido/index.html>

表2【建設機械】

No.	品目名	特記事項
T066	排出ガス対策型建設機械	
T067	低騒音型建設機械	

T068	低振動型建設機械	【判断の基準】 建設機械の振動の測定値が下表に掲げる値以下のものであること。		
		機種	諸元	基準値
		パイプロハンマー	最大起振力245kN以上	70dB
			最大起振力245kN未満	65dB
バックホウ	標準バケット山積（平積）容量0.5(0.4)m ³ 以上	55dB		

表3【工法】

品目分類	No.	品目名	特記事項
建設発生土有効利用工法	T069	低品質土有効利用工法	
建設汚泥再生処理工法	T070	建設汚泥再生処理工法	
コンクリート塊再生処理工法	T071	コンクリート塊再生処理工法	
舗装（表層）	T072	路上表層再生工法	
舗装（路盤）	T073	路上再生路盤工法	
法面緑化工法	T074	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
山留め工法	T075	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	

表4【目的物】

品目分類	No.	品目名	特記事項
舗装	T076	排水性舗装	
	T077	透水性舗装	
屋上緑化	T078	屋上緑化	

U 役務（18品目）

No.	品目名	特記事項
U001	省エネルギー診断	
U002	印刷	枠外参照
U003	食堂	
U004	自動車専用タイヤ更生	
U005	自動車整備	
U006	庁舎管理	
U007	植栽管理	
U008	清掃	
U009	機密文書処理	
U010	害虫防除	
U011	輸配送	
U012	旅客輸送（自動車）	
U013	蛍光灯機能提供業務	
U014	庁舎等において営業を行う小売業務	

No.	品目名	特記事項
U015	クリーニング	
U016	飲料自動販売機設置	
U017	引越輸送	
U018	会議運営	

「S002 印刷」の判断の基準等について

【判断の基準】

情報用紙及び印刷用紙（「A 紙類」参照）に係る判断の基準を満たす用紙を使用していること。ただし、冊子形状のものは表紙を除く。

オフセット印刷

ア．芳香族成分が1%以下の溶剤（植物系などの溶剤を含む。）のみ用いる印刷用インキを使用していること。

イ．インキの化学安全性が確認されていること。

デジタル印刷

ア．電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあつては、トナーカートリッジの化学安全性が確認されていること。

イ．電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあつては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

【配慮事項】

判断の基準を満たす旨の表示（「植物油インキマーク」等）を印刷物へ行うこと。

参考

リサイクルの観点から以下の紙、インキ類、加工資材を使用することが望ましい。

紙	普通紙	アート紙 / コート紙 / 上質紙 / 中質紙 / 更紙
	加工紙	抄色紙（A） / ファンシーペーパー（A） / 樹脂含浸紙（水溶性のもの）
インキ類	通常インキ	凸版インキ / 平版インキ（オフセットインキ） / 溶剤型グラビアインキ / 溶剤型フレキソインキ / スクリーンインキ
	特殊インキ	リサイクル対応型UVインキ / オフセット用金・銀インキ / パールインキ / OCRインキ（油性）
加工資材	特殊加工	OPニス
	製本加工	製本用針金 / ホッチキス等 / 難細裂化EVA系ホットメルト / PUR系ホットメルト / 水溶性のり
	表面加工	光沢コート（ニス引き、プレスコート）
	その他加工	リサイクル対応型シール（全離解可能粘着紙）
注1 抄色紙、ファンシーペーパーは、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。		
注2 難細裂化EVA系ホットメルト、PUR系ホットメルト、リサイクル対応型UVインキ、リサイクル対応型シールは、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。		

印刷の各工程における望ましい環境配慮

- ・製版工程・・・デジタル化の推進
- ・刷版工程・・・アルミ基材の印刷版の再使用又はリサイクル
- ・印刷工程・・・損紙等の古紙へのリサイクル、VOC発生抑制対策、インク等の容器及び感光ドラム等の資材や部品等の再使用又はリサイクル
- ・表面加工・・・損紙等の古紙へのリサイクル、VOC発生抑制対策

- ・製本加工・・・損紙等の古紙へのリサイクル、騒音・振動対策
- ・製本納品・・・製品包装・梱包の簡易化、リサイクル及び廃棄負荷の低減